

改善報告書

令和6年7月1日

1. 大学名：岐阜女子大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-1

○家政学部生活科学科及び文化創造学部文化創造学科の収容定員充足率が0.7倍未満のため、定員確保に向けた改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目2-1について

中期計画第2期（令和元年度～令和5年度）において、「各学科専攻の見直しと教職員が一丸となって学生募集活動の強化を図り学生の確保を行う。」ことを掲げてきた。【資料2-1-1】具体的には、

- ・学科専攻の名称の変更をはじめとして、受験生が理解しやすい学科専攻にするために後述する「学務改革計画」に則り改組を検討し実施する。
- ・地域ごとに貼り付ける学生募集担当者への広報スキル教育を行い広報力の強化を図り、受験生及び保護者、高校教諭に対し広報活動を展開する。
- ・大学説明会・オープンキャンパスの開催日を増やし、PRを強化し参加者の増を図る。
- ・受験生の志望動向を把握して受験生・保護者のニーズに対応する広報を展開する。
- ・高校生向けに、出張講義及び各種コンテストの実施・沖縄修学旅行のテキスト「おうらい」を作成・配布し広報活動を充実させる。
- ・スクールバスの運行等学生募集活動のためのあらゆるツールの整備を徹底させる。

などの取組みを行ってきた。【資料2-1-2】

しかし、少子高齢化、18歳人口の減少など、取り巻く環境は年々厳しさを増しており、生活科学科および文化創造学科で定員の未充足が続いていることから、定員確保に向けた方策に全学的に取り組むと共に、適正な定員数の検討を重ねてきた。【資料2-1-3】

その結果、令和6年3月5日に開催された教授会および令和6年3月27日に開催された理事会において、令和7年度から、生活科学科の入学定員を50名から40名に減じ、収容定員を160名とし、文化創造学科の入学定員を160名から95名に減じ、収容定員を380名とすることとした。【資料2-1-4】【資料2-1-5】

今回の定員変更届後の収容定員を用いた収容定員充足率の推移における過去5年間の平均収容定員充足率は、生活科学科が68.9%であり、文化創造学科が97.6%となる。【資料2-1-6】

今後、新たな第三期中期経営計画（令和6年度～令和10年度）に則り、学生の確保の

ための措置を実施する。新たな資格、大学の魅力を創出し、生活科学科および文化創造学科の魅力や存在をより一層高校生にアピールすることにより収容定員充足が見込まれる。【資料 2-1-7】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 2-1 の資料

- 【資料 2-1-1】 中期目標・中期計画第 2 期 令和元年度～令和 5 年度
- 【資料 2-1-2】 令和 4 年度中期目標・中期計画進捗状況報告書
- 【資料 2-1-3】 収容定員充足率の推移（1）
- 【資料 2-1-4】 教授会議事録（第 11 回令和 6 年 3 月 5 日開催）
- 【資料 2-1-5】 理事会議事録（令和 6 年 3 月 27 日開催）
- 【資料 2-1-6】 収容定員充足率の推移（2）（変更後収容定員を使用）
- 【資料 2-1-7】 第三期中期経営計画（令和 6 年度～令和 10 年度）

改善報告書

令和6年7月1日

1. 大学名：岐阜女子大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学生の懲戒に関する手続きについては、学校教育法施行規則第26条第5項に基づき、学長によって適切に定められていない点は改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

学生の懲戒に関する手続きについて学長によって適切に定める改善を行うため、学長は「岐阜女子大学学生懲戒規程」の一部改正について教授会に諮問し、意見を聴いて学長が決定しました。【資料4-1-1】【資料4-1-2】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

【資料4-1-1】教授会議事録（第9回令和4年1月5日開催）

【資料4-1-2】岐阜女子大学学生懲戒規程（令和4年4月1日現在）

改善報告書

令和6年7月1日

1. 大学名：岐阜女子大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○学長のガバナンスを中心とした組織のあり方と内部規則等の再確認などの指摘事項は、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目6-3について

改善報告書の基準項目4-1については「改善状況及び結果」に記載のとおり、「岐阜女子大学学生懲戒規程」を改正し、現在は規程を遵守している【資料6-3-1】【資料6-3-2】【資料6-3-3】。

また、教学マネジメントの遂行に関する規則の一部見直しなど内部質保証の機能性に関する課題があり、十分ではなかったため、岐阜女子大学自己点検評価・内部質保証システムを確認し、継続的に運用して、下記の規則の改訂を実施するなど、大学の質的水準の向上とその質保証に努めている【資料6-3-4】。

- ・内部規則等の「諸規程の制定改廃」を審議する組織の見直しを行い、常任理事会の審議事項を改定【資料6-3-5】。
- ・「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、改めて学長裁定として教授会に示し確認した【資料6-3-6】。
- ・教員人事・資格審査に関する委員会について、教授会の代議員会として位置づけを明確にするため、委員会構成員を変更するとともに採用課程を明確にする改正を行った【資料6-3-7】【資料6-3-8】【資料6-3-9】【資料6-3-10】。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目6-3の資料

【資料6-3-1】 部長会議事録（第10回令和4年1月5日開催）

【資料6-3-2】 常任理事会議事録（第10回令和4年1月5日開催）

【資料6-3-3】 教授会議事録（第9回令和4年1月5日開催）

【資料6-3-4】 岐阜女子大学自己点検評価・内部質保証システム運用要項

【資料6-3-5】 学校法人華陽学園常任理事会規程

【資料6-3-6】 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

【資料6-3-7】 岐阜女子大学教員人事・資格審査委員会規程

岐阜女子大学

【資料 6-3-8】 岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する規則

【資料 6-3-9】 岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する内規

【資料 6-3-10】 岐阜女子大学教授会議事運営規則